

Title	光琳肖像考
Sub Title	"A portrait" by Kôrin
Author	菅沼, 貞三(Suganuma, Teizo)
Publisher	慶應義塾大学文学部藝文学会
Publication year	1951
Jtitle	藝文研究 (The geibun-kenkyu : journal of arts and letters). Vol.1, (1951. 12) ,p.32- 42
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	美術学特集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-00010001-0032

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

光琳肖像考

菅 沼 貞 三

光琳の特質は何か。われ／＼が光琳の畫を見てうける第一の感銘は、その色彩の豊醇なことである。そして構圖にそつがなく描線に筆力がみなぎつてゐて、而もその底に鋭い寫實性がひそまつて居りながら、表現においてはあくまでゆつたりとした繪畫裝飾化がこころよく行はれてゐることである。このやうな感銘は光琳のどの作品にも見出される。根津美術館所藏の燕子花圖、六曲屏風一雙をみたものは、金地の大畫面に紫紺の花と綠青の葉莖の群生が、大膽なつけ立描法になりながらも、その構圖はそれ／＼にところを得て、ゆるぎのない裝飾化につつまれてゐることに目をみはつたであらう。それと津輕家舊藏の紅白梅圖、二曲屏風一雙についてみても、梅樹の根幹の豪放な描法と、銀泥と漆墨のおりなす所謂光琳水の波紋の意匠美とこれに紅白の花瓣や小枝におけるすどい寫實性とが渾然としてこころよい諧調を示してゐる。この光琳の寫實性については、原家所藏の孔雀立葵圖、衝立裝表裏に見出される眞實性シシキチヤイにおよぶものはないとおもはれる。立葵の植物形態の正確さとこれを繪畫裝飾化にまとめ上げた力倆はたいしたものであるが、とりわけ孔雀の生態描寫における的確さから脈々とした生命の躍動さへも表現されてゐるはまことに三嘆に値する。たゞここにみる寫實の眞實性は冷徹な銳さがあり、その底にどこかおも／＼しい、云はゞ重量的な感をとどめてゐる。それが團家所藏の躑躅圖挂幅装になると畫面につけ立墨描の土坡を描き、そのもとをのびやかな筆致の水流がめぐり、水際に朱紅のつゝじ花が咲いてゐる。また胡彩の鮮やかな白つゝじの蕾と花が點じられてゐる。清楚といふか洒脱といふか實にすつきりとした畫境が展開されてゐる。この墨描にわづかばかりの綠青と胡粉と朱との彩色點をほどこすのみで、自然の深奥にまでふれてゐるのである。ここにおいては畫面にひそむ寫實性が象徴の域にまで

到達してゐることが看取される。

光琳における象徴といへば保坂家所藏の維摩居士像をかへりみなければならぬ。焦墨を彩色のやうに用ゐて、しかも墨描あざやかに筆致の妙をたたえてゐる。一見洒脱な筆致を示すものであるが、よくみると彼の色彩畫にただよう一種重厚な點もうかがはれる。この重厚さは彼の燕子花圖にも紅白梅圖にも見られうるが、あの清雅そのものとおもはれるつゝじ花圖にさへも、藏せられてゐるのである。このやうに光琳畫の有する重厚性をよく見きはめてゆくとその底に、一種暗然とした憂愁さがただようてゐるのうかがわれる。一口に琳派といふて宗達も光琳も同系統に屬すと考へられてきてゐるが、なるほど大和繪の流れをくむものとして、その裝飾的畫風の上からみれば類を同じうするものではある。しかしその畫境において宗達はあくまで明朗にして潤達で、素材であり純一であり而も、ゆとりのある筆致と暖か味のある色彩による一種幅のある藝術をかもし出してゐる。これに反して光琳は理智の閃めきがあり筆致も色彩も完成され整ふてゐるが、ゆとりと暖かみにいささか缺くところがある。そして何よりも都會風に複雑であり、重厚で憂愁のかけが底にたたへられてゐるのである。この點むしろ宗達とは對蹠的に立つものといへよう。

さてこれまで大方の光琳についてとくところによると、その豪華富麗の藝術性は元祿といふ華美な時代相の反映であると、きはめて簡単にきめてゐるが、わたくしは光琳の畫境のうちひそむ重厚性とその底にたたへられた憂愁のかけがどこから生じてくるのか、それを追求することなくしては、光琳の特質をつかむことは出来ないとおもふものである。幸にして彼の特質の一端を開く鍵とも考へられる好箇の資料が、わたくしどもの身近かに存してゐる。即ち青柳瑞穂君の所藏にかゝる光琳筆の肖像畫これである。

この光琳の畫いた肖像畫について、かつてわたくしは美術研究（昭和十三年四月號）に拙文を載せて、このやうな對看寫照（生き寫し）の肖像畫といふのは、光琳の畫蹟においてまさに稀しい存在であり、而も作として上々のものであることを指適した。それと同時に今日に遺存する光琳畫蹟のほとんどすべてが、その製作年代をたしかめる證左を缺いてゐるのに、この肖像畫は圖中に賛を有し年記があるので、光琳研究の上でまことにえがたい資料であることを明らかにしておいたのである。

いま光琳の特質を探索する鍵としてこれをとくために、まづさきに草した拙文の概要を記し、その後調査したことどもを附記して、

とくにこの肖像畫を再びとり出してここに説く所以の奈邊にあるかを啓示しておかうと思ふ。

まづ落款についてみるに、圖中の向つて右下隅に「法橋光琳」の款記とその下に白文方形印「潤聲」が捺してある。圖上の畫賛には「瘦けれど腹にこめたり春の山」とあつてその傍に「藤原信盈」の墨書と朱文圓形印「風竹館主」及び朱文方形印「異夕居士印」が存し關防に白文長方形印「鉛刀一割」が捺してある。その左側に「今茲藤原信盈季三十六預定歿後之號曰心光院常照異夕居士且令畫其肖像自筆一句遣干屋漏於是乎識其歲月云 元祿十七祀在甲申三月 平璋元伸」と墨書しそのもとに朱文方形印の「平璋氏」が捺してある。また圖の向つて右側に「信盈君遁世而號風竹居士寓居洛北野馬享保庚戌年四月廿五日六十有餘歲而寂葬于樋口善導寺也矣 信盈嫡信逸書」と記し、その下に磨消して判讀しがたい印一顆のあとが存してゐる。

以上列記の畫賛や留書によつて、これは像主が三十六歳の時、時に光琳は四十七歳にあり、彼が法橋の位に敍せられた時より三年の後になることもわかつた。また畫賛の筆者中根元伸について、この人が元祿當時算數學者として聞えた中根元圭と同一者であらうと推考した。しかし像主の藤原信盈については、その本名もわからず、その人となりをつきつめることも出来なかつた。たゞその像容について、その面ざしが優雅で着衣の襟の水色の無地であることと上下の文様が華美で、袴の笹襷のあきが廣くて舞上下のごとく思はれる點とその膝もとに繪模様の扇子のおかれてあることなどから、能に關係のあるものではないかと光琳についての能關係の方面にも目をつけてみた。またその着衣に杏葉牡丹の紋所があるによつて、その姓氏についてあれこれとさがしてみた。圖中の信逸の留書の中にある、その菩提寺・京都二條樋之口の善導寺に行つて、同寺傳存の過去帳の閱見を乞ふたり墓地の掃苔をも行つてみたが、十分な成果が得られなかつたことを記した。そのあとに、この肖像畫の主人公は畫者光琳と畫賛の筆者元伸即ち中根元圭とを結ぶ圈内に居るものとの想定から、元圭その人が當時京都銀座の役人であり、それと關聯ある銀座の富者中村内藏之助は光琳と淺からぬ親交のあつたことを、小西家舊藏光琳關係資料の中に見出される嫡子壽市郎宛の光琳遺書によつてたしかめられるから、この方面からの交渉の程も推せられることを附記しておいたのである。

この嘗ての拙稿を發表してしばらく経つてから、わたくしは史界の先輩、相見香雨氏からこの肖像畫の主人公藤原信盈といふは中村

内藏助と推考される。それに關する文献を往時淀の小西家において光琳資料を調べた時に目にとめた記憶があるといふ意味のことと、拙稿を讀んだのち京都の善導寺に行つた時任職小川隆教師から、墓所の無縁塚の一角に風竹居士の墓石を見つけたといふ傳言をもあはせて語られた。その時わたくしはこれに關して、相見氏の所見を美術研究に發表されんことをすゝめておいたが、そのことなく過ぎてきた。このことをわたくしは所藏者の青柳君に告げた。すると青柳君はこの畫像の發見當初から、像主名の判明したいきさつと像主の人となりについて隨筆翁草の記事を引用して「肖像畫一ほりだしものがたり」と題する一文を草して、先年雜誌、苦樂に發表された。あの光琳の畫いた珍しい肖像畫について、その像主の本名やその人となりに關しては、青柳君の一文に盡きているのであるが、たゞ嘗て相見氏がわたくしに指示された根本資料については、不問のまゝにのこされてゐた。その後わたくしは相見氏の發表を待望しつゝも、資料の探索をこころにかけてきたのである。

小西家傳來の光琳關係資料について、わたくしはこれまで二回調査にあつた。いづれも亡き恩師田中喜作先生の指導のもとに、これを行つたのである。最初は昭和五年三月九日に京都府淀町在住の小西藤次氏宅を先生と脇本樂之軒氏とに伴はれて訪づれた時であり、二回目は昭和九年に、この資料が東京の某家にゆづり渡された當時、美術研究所に於て調査と撮影が行はれ、一般に展觀された時に於てである。この二回の調査に於てかきとめた調査記録と、美術研究五十六號、五十七號、五十九號、六十號に田中喜作先生の解説を附して連載された「小西家舊藏光琳關係資料」とについて調べてみたが、相見氏の指示の根本文献はついに見出すことが出来なかつた。その後しばらく経つてから、わたくしは小西家傳來の光琳關係資料が東京某家に譲渡される以前に神戸の某家に一時保管され、その一部分が大阪美術館に寄贈されたといふことを聞知した。これらを親しく目を通しておきたいと希求してきたのであつたが、その機もなくそのまゝに打ちすぎてしまつたのである。然るに、昨秋熟文學部學生の近畿地方古美術見學旅行が行はれた時、これに参加したわたくしはその途次大阪美術館に寄り、望月館長と藤井館員の善意によつて、この小西家傳來の光琳資料の殘餘について、閱覽する機会にめぐまれた。この殘餘の資料の中において、わたくしは目ざす根本文献を探索することが出来たのである。いまこの資料の示すところに従つて、十餘年前に發表した拙稿「光琳筆藤原信盈像について」の補遺とし、あはせて所期の小考をすすめてゆかうと思ふ。

いま大阪美術館所藏の小西家傳來光琳資料の中「尾形並小西家關係文書一卷」についてみるに、堅三一・五種、横二四・二種の美濃紙に左記の文面が墨書されてゐる。

一 札

一、拙者娘當歳之出生勝事至五歳候迄御手前は預置申候
右爲御養育料毎年七月極月毎ニ銀子五百目宛相渡壹ヶ
年都合壹貫目進之可申定也仍如件

元祿十五年午七月朔日 中村九郎右衛門 印

尾形光琳老

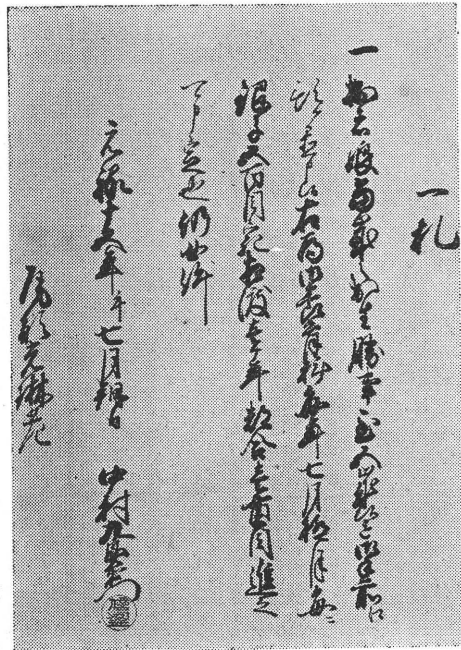
右の中村九郎右衛門の下に圓形輪廓（直經一・八種）「信

盈」の墨印が捺されてゐる。そしてこの一札の書狀と取かわし手交されたと思はれる光琳自筆の中村九郎右衛門宛の一札の書が、いま渡邊家藏の小西家舊藏光琳關係資料の中に見出される。その懸紙表書に「お勝様御養育御證文一通」とあつて、左のごとく記してある。

一 札

一、貴殿御息女當年御出生之お勝殿五歳迄拙者方は御預り置被成致養育候依之毎年銀壹貫目宛可被遣之旨及御相對候此銀子を以お勝殿養育造用諸色相賄可申候來ル成年御指圖次第お勝殿相返し可申候仍而如件

元祿十五年午七月朔日 尾形光琳 印



光琳關係文書

中村九良右衛門殿

なほまた渡邊家所藏の同資料中に左記のやうな光琳の遺書が存してゐる。

遺書之事

一、其方事我等嫡子ニ候得共我等事唯今相究タル家業モ無之末々其方身上之安否難斗不便ニ存候ニ付幸中村内藏助様御悃意故小西彦九郎殿方へ養子ニ遣シ候中内藏助様御息女お勝殿其方妻女ニ被相究小西家名跡相繼候事偏ニ内藏助様御厚恩ニ候間隨分御意ニ相叶申候様ニ孝養可致候お勝殿事疎略有之間敷候

一、我等家屋敷諸道具ハ後家多代へ譲與申候也多代死後ニハ弟勝丞へ譲與へ我等名跡相繼セ候様ニ申殘候其方事家督相備タル名跡ヲ相繼キ被申候事ニ候間我等名跡ニ付聊違亂ノ事有間敷候事

一、爲遺物脇差一腰屏風讓與申候弟勝丞事名跡相續仕候様ニ助分可給事以上

正徳三年癸巳正月廿五日 小形光琳[㊦]

小西壽市郎殿

この光琳の遺書によつて、前記の信盈の墨印を有する札書中の中村九郎右衛門（または九良右衛門）は中村内藏助と同一人であることが明かになつた。しかも光琳の嫡子壽市郎は内藏助の息女お勝と將來縁組みが約束され、小西家に養子となることが示されてゐて、光琳と内藏助とは淺からぬ縁故關係が結はれてゐたことも判明した。

さてこの中村内藏助についてあるが、隨筆翁草卷十「享保以來見聞雜記」をみると左のやうな記事が出てゐる。

「或人曰内藏介世盛りの時、畫師光琳常にしたしく來る或時内藏介、光琳に謂て云く、來る何日東山に於て、一家の妻室參會の事有

り、某が妻女も出席するなり、定て綺羅びやかなる出會成べし、右に就て能き物數寄有らん、其趣向な何と問、光琳暫く考て爾々と教示す、内藏介語て教に任せ、扱當日に至り、晴の會なれば、家々妻室、花を粧ひ、段々に端の寮重阿彌が許に來り、乗物を手ぐりにして奥へ昇入れ、數多の侍女前後をとり卷、靜に乗物を出たるさま、唐のやまとの美を盡し、綾羅錦繡の目もあやなるに、得ならぬ薫り紛々として座に着ば、追々に家々の乗ものを昇入、徐々と居流れたる有様何れ天人の影向綺羅天を輝す計なり、などや内藏介内室の遅きと、各待煩ふ處に、少し程有て、中村の乗物をあないして繰入る、皆々あはやと彼内室の出立を詠れば、襲帶付共に黒羽二重の両面に、下には雪の如くなる白無垢を幾重も重ね着し、するりと乗物を出て、靜に座に着けば、人々案の外にぞ有ける。扱其の外の内室、我もく〜と間もなく納戸に入て、着替る所幾度にてても同じ様なる黒羽二重白無垢なり、一と通りに見る時は、などやらん座中を非に見たる有なれども、元來羽二重と、云物、和國の絹の最上にて、貴人高位の御召此の上なし、去れば晴の會故に、羽二重の絶品を以て、衣裝を多く用意せし事、蜀紅の錦に増れる能き物數寄なり、且つ外との侍女の出立を見るに、隨分麗敷飴れども、皆侍女相應の衣服なり、内藏介方の侍女の衣裝は、外の妻室の出立に倍して、結構なり、是光琳が物數寄にて、妻室は幾箇着替るとも、同色の羽二重然るべし、其の代りに侍女に隨分結構なる内室の衣裝を着せられよと、指圖せしとなり、去ればにや、始の程はさも無く見えしが、情見る程中村の出立拔群にて、一座蹴押され、自らふし目になりぬ、其の頃世上に此沙汰有りて、流石光琳が物數寄なりと美談せり、其の後内藏介は島より召返され剃髮して風竹と號し、漂客と成る、昔に引替たるさまなりし、余も風月の宴に折々出會たる事有しが、世を諷せし中にも、其の優美残りなつかしき風情も見えたり、去れども付け合の句は多分述懐成しも實に理りなり。」

以上の記によつて、東山における妻女の衣裝競べのあつた頃は、豪勢をきわめた内藏助もその後島から召し返されて剃髮し、風竹と號してさすらひ人となり、昔にかわり凋落したさまであつたことが知られ、これは圖中の信逸の留め書に「遁世而號風竹居士寓居洛北野焉」とあるに符合する。わたくしはかつてこの肖像畫について記した時、圖上の像主の自贊の句のもとに風竹館主の印章のあることによつて、畫作當時の像主三十六歳時に、既に遁世したのかも知れぬと推考したが、翁草の文中には「島より召返されて云々」と何かうしろめたい陰影がうかがはれるのである。その時期は何時のことか。これに關して翁草卷十に「中村内藏助以下奢侈により罪を蒙る」

と題する記事に「享保の始、京都町人銀座年寄中村内藏介、深江庄左衛門、關善左衛門、中村四郎右衛門事、奢超過に仍て、關東の御沙汰として、右四人遠島、善左衛門、四郎右衛門は追放の段、奉行衆被申渡、右宿所へ引違て與力同心を被差越、金銀諸式に悉く封を付させ、急き缺所仰付らる、四人が宿所には、思ひ寄ざる事なれば、周章する事夥し中にも深江庄左衛門が妻は、驚の餘りに心轉動して、其の場に於て自殺す。擬諸式金銀を改る處に、若狹盆に、小倉色紙片輪車の手筈、其の外天下の名器數多有之、金銀は華奢に費たる故か、案の外少く、四人都合高金にして凡十萬兩計なり（中略）内藏介世盛りの時、金銀を以て歡樂は、凡そ心に任せずと云事なく、あらゆる事を仕盡しぬ、此の上に京都根生ひの町人に參會せざる事を不足に思ひ、是に交らばやと志して、幸ひ内藏介が別莊烏丸下立賣の向ひに、三木權太夫が宅有れば、茶事を催して、權太夫を招ても不諾、其の所以は、渠、今時めくと雖も、銀座の役人なり、兼て聞及ぶ處其の志尤も賤し、我爰ぞ渠に會して、心を汚さんやと幾度招きても終に參會せざりしとなん。（下略）」この翁草の著者神澤貞幹は本姓を入江氏といひ、名を與兵衛貞幹と稱し杜口、可々齋、靜座などの號があつた。少い時から俳諧を好み、若い時神澤彌十郎貞宣の養子となつて、京都町奉行與力の職を襲いだが、幾くもなくしてその職を辭して、世を退き専ら編著に従事し、寛政七年二月享年八十六歳で歿した。この京都銀座の事件は享保の初とあるが、當時著者の貞幹は七歳前後にあたり、まのあたり見聞したことではないことがわかる。

そこで中村内藏助の事歴を詳かにするためには、彼が銀座事件に坐して遠島の憂目にあつたのは何時の頃かたしかめなくてはならない。幸に本島知辰、號を月堂といふものゝ撰著にかゝる、「月堂見聞集」卷七の中に、これを明かにする記事がのつてゐる。即ちその中に「申渡覺」と題して

銀座年寄 中村内藏之助

一、銀座之者共寶永七年已後萩原近江守一人のはからひに任せ位なき銀共吹出し候のみにあらず就中内藏之助事其分限を不顧過奢之限之次第其犯罪不可遁仍而其家財を闕所せしめ追放し重科にとはれ候者也

午五月十三日

と云ふ記事があるが、この「月堂見聞録卷七」に編録されたのは正徳四年(甲午歲)正月から同五年三月に至る期間であることから、この記事は正徳四年甲午五月十三日にあたる。江戸時代の史料年表によれば、「寶永七年に金銀改鑄が行はれ、萩原重秀を罰し、また正徳二年九月に萩原重秀を罷む、新銀改鑄停止」の事項が見出される。これによつて銀座の役人どもが銀の改鑄にあつて、萩原近江守と結托して、不當な利を得たことがうかがわれる。而も江戸御評定所において銀座年寄共へ追放流罪の判決が下りたのは五月十三日朝七つ時であつたこと、前記「申渡覺」の月日と一致する。

なほ「月堂見聞録」の中から中村内藏助關係の文字を抜萃してみると、重追放とある中に、「中村内藏助俸時之助十四歳、信彌九歳、中之助五歳」とあり、「内藏助子中村時之助十五歳迄親類へ御預け」また「時之助弟信彌、中之助十五歳迄平野藤兵衛へ御預け」などの記事が見え、その罪科が一族中の男子は幼童にまで及んだことが知られる。また同見聞録の五月十五日項に「京都銀座年寄七人居宅諸道具押改、土藏に入封印可仕且又他所在之屋敷など相改封印可仕」とあり、同五月廿一日の項には「土藏之封印御切御渡し被成候(中略)中村内藏之助家屋敷四ヶ所銀八十貫金なし」とあり、また「但妻子持參銀衣類手之道具家來共衣類などは其者に被下候」とある。また「一銀座御關所道具之覺」として「中村内藏助分直付入札、道具屋分、屏風類、掛物類、茶入茶碗類、印籠之分、疊六百五十疊、石燈籠之分、書物類、端物之類、衣類など合せて、七十七貫三百六十二匁二分」と記入されてある。また中村内藏助道具付落之分として「紙蠟燭之類、蒔繪道具之類、米五十六俵、大豆小豆四俵小納、長櫃類計七十二貫二百二十四匁五分五厘」とある。尙また「一、中村内藏助家屋敷合四ヶ所代八十壹貫六百卅八匁五分五厘但立賣の屋敷は入無之」などといふ記載も見出される。これ等を算定すると盛時の中村内藏助の財産は莫大なものであつたことがわかる。

これによつてみてどうかはれる通り、光琳と内藏助との關係は前記の縁が結ばれた以上に、富者が藝術家を保護したこと、恰も伊太利ルネッサンス時代のフィレンツェの富豪メヂチ家と藝術家達のそれのごとく、彼の藝術の産れる苗床がその一部にはバトロンの富

財によつて培かはれてゐたことが推考される。光琳のあの豪華富麗の作品は彼の天稟によるはいふまでもないが、このやうな温床から産出したものであることも亦度外視できぬことと考へられる。

さてこの肖像畫の作られた當時の元祿十七年は恰も寶永元年にあたり、京の銀座の役人たちが世に驕つてゐたところで、就中、中村内藏助はもつとも羽ぶりがよく、豪勢な生活にひたつてゐたところである。いはゞこの畫中には絢らんたる元祿の世におごりを極めたものの面目がほうふつとしてつたへられてゐるのである。この主人公のごとく豊かな富財を有するまゝに、都會的な耽美の生活を享樂してゐたものは、概して一種アンニユイなもの憂い陰影が伴うて居がちである。この像主のおもざしが憂えなげなるさまが、うかゞわれるのもまたその消息をかたるものであらう。これはひいて光琳の作域のうちにも現れてゐる。絢らん華麗のうちに、一種憂愁のかげのさしてゐる點、兩者一脈通ずるものが存してゐる。わたくしはこの肖像畫中に殊に光琳の特質が看取され、彼の重厚性の底にたゞえる憂愁の素因も一面かゝる周圍の反映として考へられると思ふ。

光琳とこの肖像畫の主人公との關係については、既に記したごとく、光琳がおのれが嫡子を小西家の跡目相續とし、像主の息女と婚約を結ばせ像主の庇護を感謝すべき旨をその遺書にしたためたのは正徳三年四月のことであつたが、その翌年五月には前記のごときおもひもうけぬ災難が内藏助一家の上におそひ、光琳はいかばかり驚愕し慨嘆したことであらう。かけがいのない保護者の凋落につれて、光琳はおのれの生活も次第に不如意がちとなつたことであらう。事實彼は、家財も賣却の憂目に遭うて、その後四年をへた享保元年には終に五十九歳を一期として他界してしまつたのである。それから像主の中村内藏助が島から召還されたのは何時のころであつたであらうか、そのことは今に明かでないが、既記のごとく圖中の信逸の留書に、洛北野に通世し風竹と號したとあり、また翁草の著書の記すところによれば、付け合の句なども多分に昔日を述懐する風情があつたといふからその晩年は定めし佗しい生活に沈淪してゐたであらう。かくて光琳の歿後十五年をへた享保庚戌年四月廿五日に六十二歳で世を終えたのである。

而して信逸の留書に、京の樋口善導寺に埋葬したと記してゐるので、これをよすがに嘗てわたくしは善導寺に詣でて、圖上の元伸の贊中に歿後豫定の號としての「心光院常照異夕居士」とあるをたよりに、掃苔を行つたが何等得るところがなかつた。それが昨秋上落

の時、何年ぶりかでわたくしは二條通東木屋町の善導寺に赴いて、住職小川隆教師に案内されて同寺内の墓地に入り、師が嘗てわたくしの小文をたよりに捜し求めたといふ一基の墓石を指示された。それは塚のごとく小高く築き上げた無縁塔の一角に、背面をセメントづけにした泉石の墓でその表面に「瑟瑟室風竹居士」と「玄々广本皓大姉」と並行に字劃も深く陰刻されてあつた。まさしく風竹居士の墓石である。それにしても「心光院異夕居士」の豫定の院號はあとかたもなく、たゞの居士號のみとなつてゐた。瑟瑟とは風聲をあらはす詞で、風竹に通ずるとともに碧色を形容する。いかにも華やかな元祿人の權花一日の榮に消え去つた果敢ない人生にふさはしい謚號であると思はれる。それと玄々は深いといふ意をもつて、しかも黒色を形容する。广びんとは甍によりかゝる家のことである。本皓とはあくまで白いものゝすがたを現はす言句である。昔日の世盛に東山で衣裳競べの行はれた時、黒羽二重に白無垢を着した妻女に、似つかわしい謚號ではないか。この日晩秋の夕風に曝された無縁の墓石こそ、かの肖像畫の主人公であり、元祿の世に榮え一代にして滅び去つた享樂兒中村内藏助夫妻の形見に外ならぬことなど語りつゝ、わたくしは住職から手渡された香華を墓前に獻じた。

寺を出れば高瀬の清流に沿うて、残りの枯葉をつけた柳の並木道、片側に軒をつらねた木屋町の家々に、灯がともされて、現代の京都市街には夕闇がせまつてゐた。わが光琳こそは遠き世の元祿の京の地に咲いた豪華な花であり、しかも都の秋の夕暮のごとき憂愁さが、その藝術に漾うてゐることもまた見逃しがたい。この認識を新にしてわたくしは歸路についたのである。(一九五一・五・八)